2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１３回「Ⅲ．基本的人権：社会権　③社会保障権」

2018.07.19.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→ホワイトカラー長時間労働是正のために高度プロフェッショナル制度は有効か

法→労働時間の上限規制、残業規制、みなし労働時間制、諸説→賛成・反対・量的規制

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①必要な制度なのか説明は十分でない。残業代の負担という歯止めがなくなり、長時間労働が助長されないか。いったん導入されたら対象が広がらないか。疑問や懸念は根強く徹底的に議論することが不可欠

②一定の職種について、本人の同意を条件に、賃金と労働時間を切り離すことは、妥当だ。生産性向上の効果も期待できる。

2.今回講義：国民主権→基本的人権（自由権→社会権：教育権・労働基本権・生存権）→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①本件において、被告は、学資保険の満期返戻金(ヘンレイキン)をどのように解し、何を行ったのか。

②最高裁は、それに対し、満期返戻金をどのように解したか。

＊設問：生活保護費を節約して将来の不安に対して貯蓄することは認められるか否か

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：貧困の連鎖［資料：朝日新聞 2017 年 2 月 10 日付］

2)最高裁判決の事例：中嶋訴訟［資料：朝日新聞 2004 年 3 月 16 日付］

1.事実の概要：生活保護費から子供の学資保険の保険料、資産と認定して保護費減額

2.行政解釈：貯蓄を認めない

3.最高裁判決：生活保護の目的に反しないものであれば可能

２．社会保障法

1)憲法 25 条

1.条文：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2.社会権：1 項→生存権、2 項→社会保障権

2)社会福祉法：無拠出→サービス(一部金銭)

公的扶助法、個別福祉・手当法、実施体制

3)社会保険法：拠出→保険金

		使用者	受給者
労働保険法	労災保険法	○	×
	雇用保険法	○	×
年金保険法	厚生年金保険法	○	○
	国民年金保険法	×	○
医療保険法	健康保険法	○	○
	国民健康保険法	×	○
介護保険法			

4)公衆衛生

３．社会福祉法

1.公的扶助法

1)生活保護受給者

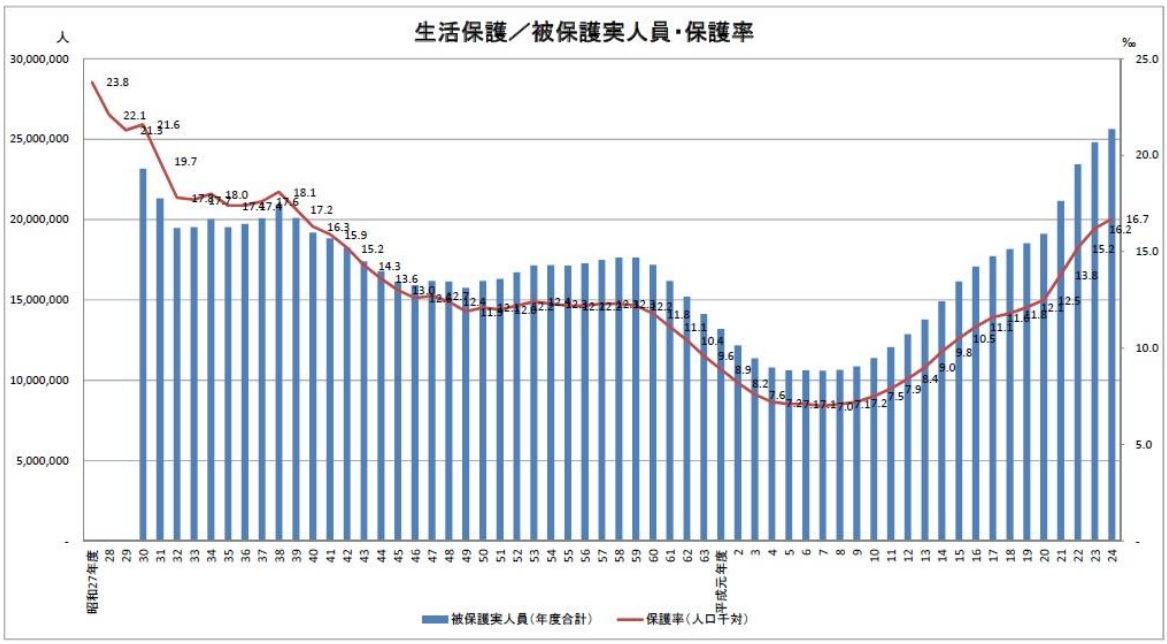

2)生活保護法：原理・原則

2.個別福祉法

1)児童福祉法、子ども・子育て支援法

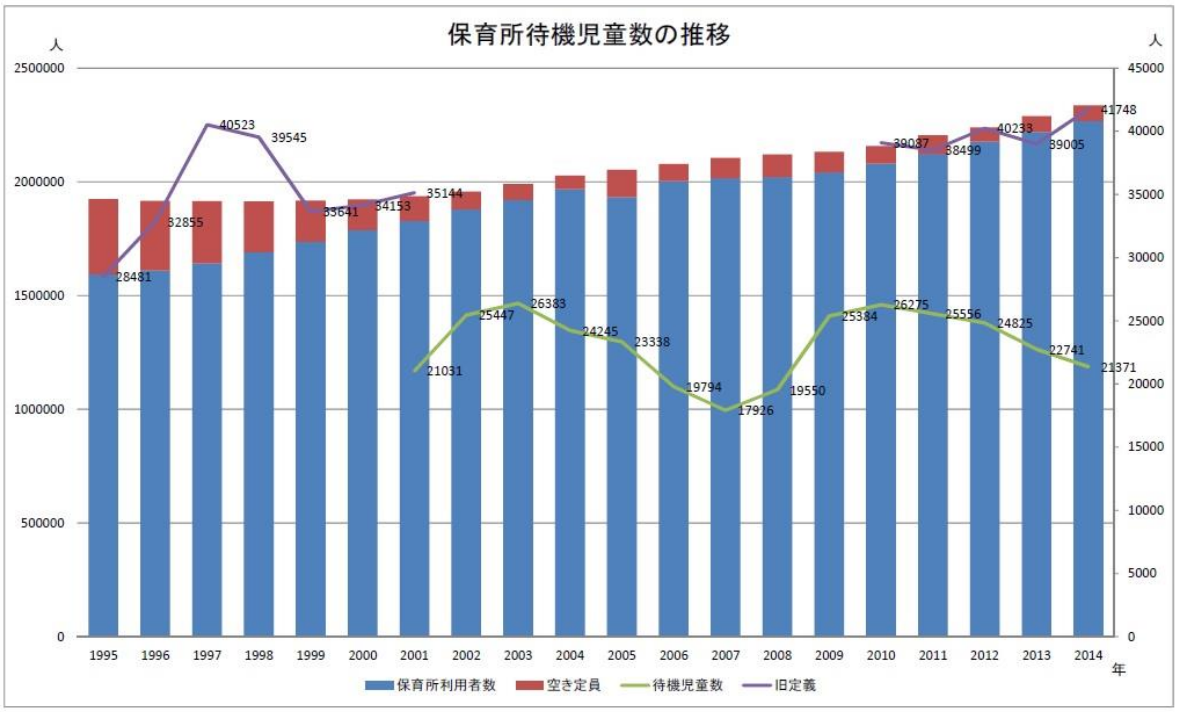

2)高齢者福祉法　→　介護保険へ

3)障碍者福祉法

4)母子寡婦福祉法

4．社会保険法

1.年金保険

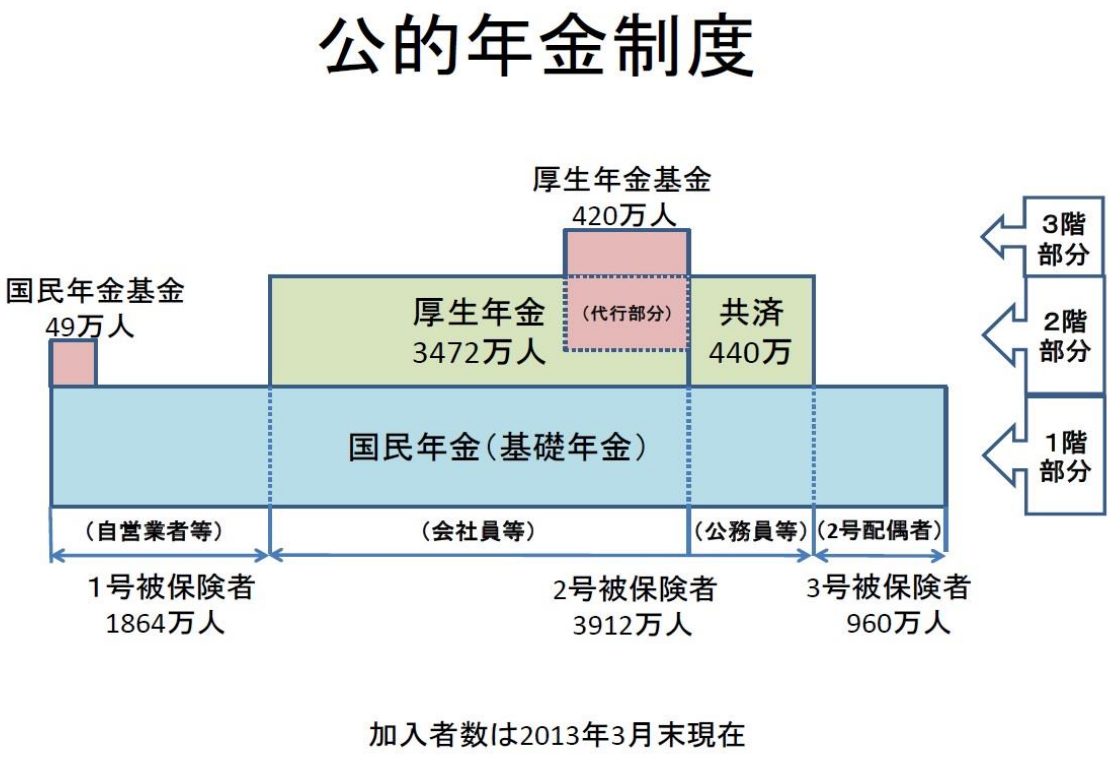

2.医療保険法

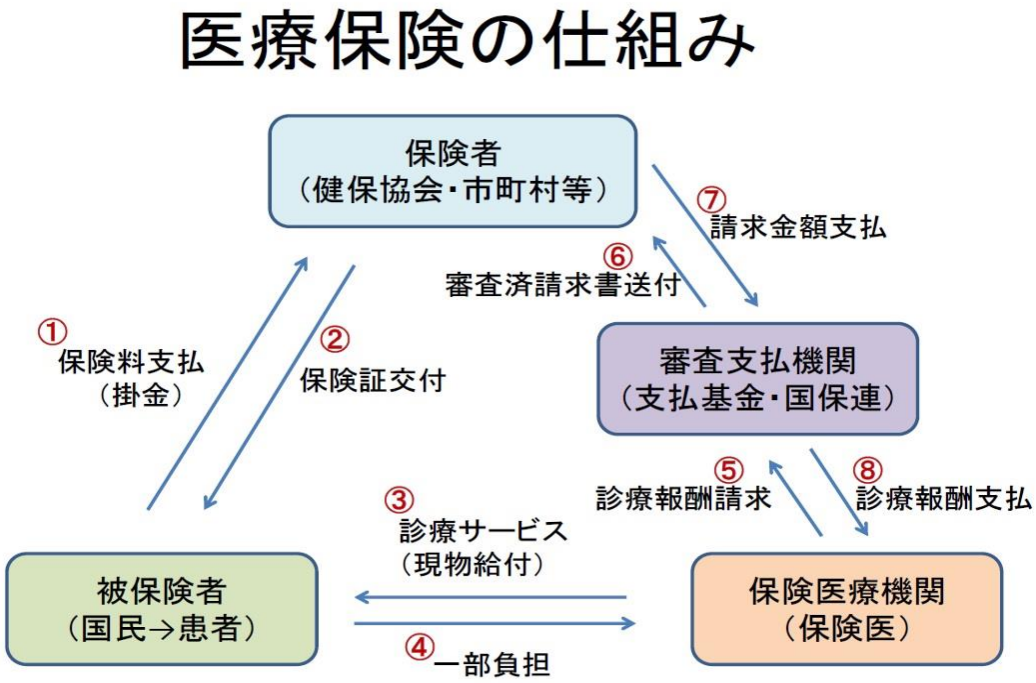

3.介護保険法

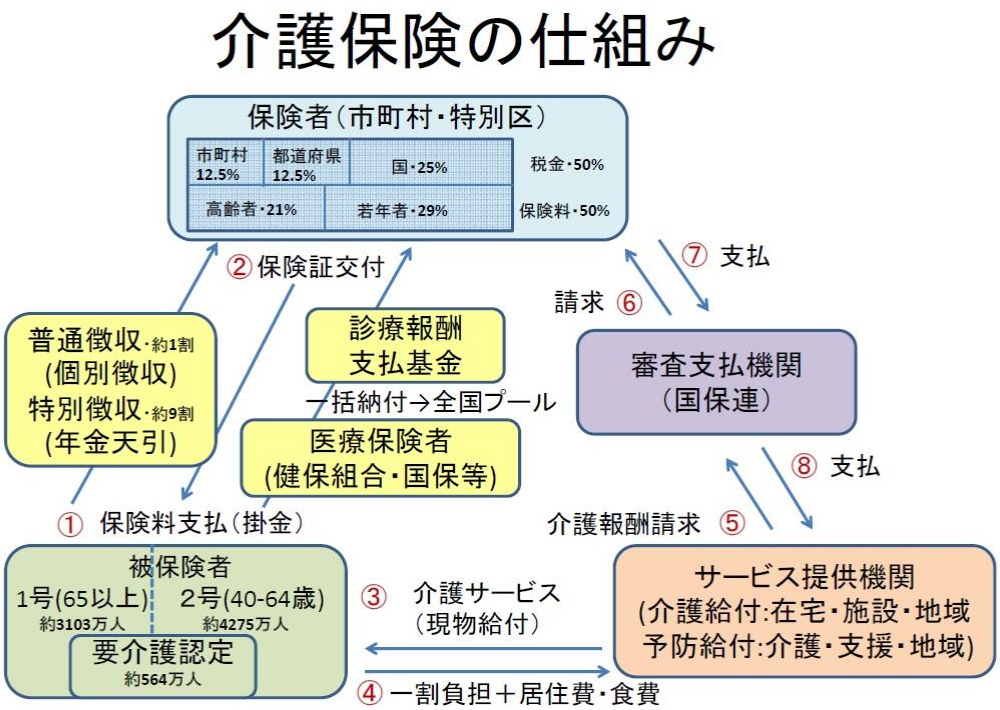

＊特徴

年金保険：二階建て・三階建て

医療保険：医療機関による現物給付→医療機関への支払い審査

介護保険：医療保険に類似、未納者がでない仕組み←e. g. ね保険を通じた保険料徴収

５．生活保護費からの貯蓄

1.事例：中嶋訴訟→子どもの進学のための学資保険の掛け金

加藤訴訟→将来の介護を受けるための貯金

2.法律：生活保護法第４条→補足性原則：資産・能力活用、扶養義務

3.判決：中嶋訴訟・最高裁判決→生活保護の目的に反しない限り可能

加藤訴訟・秋田地裁判決→同上

4.諸説：A説→生活保護費は最低限度の生活を営むもの、貯蓄できるのは最低限度でなかった

B説→保護費の合理的利用は受給者による、将来の不安への備えは正当

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26	8/02
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67	65	53	67			
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62	58	55	61			

[次回講義への Reading Assignment]

社説「安保法案採決強行　日本の安全に資するのか」朝日新聞 2015 年 9 月 18 日

社説「抑止力高める画期的な基盤だ」読売新聞 2015 年 9 月 19 日